

令和8年度 看護職員の資質向上支援事業
【岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）】



岡山県マスコット「うらっち」



岡山県マスコット「ももっち」

事業区分：看護師の特定行為研修機関派遣支援事業
認定、専門看護師教育機関派遣支援事業

1 事業の概要

県内看護職員全体の資質の向上に資するため、雇用している看護師の特定行為研修や認定、専門看護師教育課程の受講経費を負担する医療機関等に対し、予算の範囲内で補助します。

2 補助事業者

県内の医療機関等（病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション）の開設者

3 補助対象経費及び基準額

対象経費	基準額（1人あたり）	補助率
医療機関等が負担する受講料等 （入学金、受講料、実習費） ※受講職員が派遣機関へ受講料等を直接支払い、 後日、補助事業者が受講職員にその費用を助成し た場合も、補助対象となります。	600千円	1／2 以内
派遣中、新たに雇用した代替職員の人件費 （給料、諸手当及び社会保険料等）	1,000千円	1／5 以内

4 補助金交付の流れ

- ① 補助を希望する事業者は、9月25日までに、事業計画書を提出する。
→＜内示連絡＞
- ② 内示後、県が別途定める日までに交付申請書を提出する。
→＜交付決定通知＞
- ③ 研修修了日から1月以内もしくは令和9年3月31日のいずれか早い日までに、
実績報告書を提出する。
→＜確定通知＞
- ④ 補助金請求書を提出する。

5 留意事項

- ・ 1 補助事業者あたり、看護師の特定行為研修機関派遣支援事業及び認定、専門看護師教育機関派遣支援事業をあわせて、医療機関等が負担する受講料等については3人まで、派遣中、新たに雇用した代替職員の人件費については1人までの補助希望とします。
- ・ 他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定を含む）は、補助対象外です。
- ・ 補助所要額の総計が予算を上回った場合、予算の範囲内となるよう調整します。
- ・ 受講期間が2年度にわたる教育課程については、修了する日の属する年度において補助対象となります。（前年度に支払った経費も補助対象となります。）
- ・ オンライン受講及び県外での受講も補助対象となります。

【本補助金に関するお問合せ先】

岡山県保健医療部 医療政策課 看護人材等確保班
〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
電話：086-226-7323 FAX：086-224-2313